

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間

平成22年1月1日～平成22年3月31日契約締結分

部局名

四国厚生支局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した会計法令の根拠条 文及び理由(企画競争 又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の 役員の数 (人)	備考	公共調達審査会審議結 果状況(所見)
医師等国家試験会場借料	支出負担行為担当官 四国厚生支局長 小木津 敏也 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎4階	平成22年1月4日	高松市教員委員会 香川県高松市番町 1-8-15	会計法第29条の3第4 号 予算決算及び会計令 第102条の4第3号	1,122,630	1,122,630	100.00%	0		所見なし

※ 別紙様式1から別紙様式4の備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となつたものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされてきたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札社が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。